

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 7 月 25 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500842号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600091号

第1 結論

請求者のA社における平成15年3月1日から平成19年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成15年3月から平成19年5月までの標準報酬月額については、24万円から34万円とする。

平成15年3月から平成19年5月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下、「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年3月から平成19年5月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年3月1日から平成19年6月1日まで
② 平成23年9月1日から平成25年10月1日まで

A社に勤務していた請求期間の標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた給与支給額34万円より低い記録となっているので、正しい記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出のあった給与明細書及びB市から提出のあった所得照会(回答)により、請求者が当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額(24万円)を超える報酬月額(34万1,500円又は34万8,500円)の支払いを受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額(34万円)と同額又はこれを超える標準報酬月額(平成15年3月、平成19年4月及び同年5月は34万円、平成15年4月から平成16年9月までの期間は44万円、平成16年10月から平成19年3月までの期間は41万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及

び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、請求者から提出のあった給与明細書及びB市から提出のあった所得照会(回答)により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成15年3月から平成19年5月までの期間について、記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付したとしている上、当該期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者月額算定基礎届に記載された報酬月額が厚生年金保険の記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として厚生年金保険被保険者月額算定基礎届が提出され、その結果、社会保険事務所(当時)は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②については、A社から提出された平成23年分、24年分及び25年分の給与所得の源泉徴収票によると、当該各年度に給与から控除された社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う社会保険料額を超えていないことが確認できる。

また、B市は、請求者に係る平成23年分の住民税申告書は提出されておらず、平成24年分及び25年分の社会保険料額の申告はない旨回答しており、請求期間②について、請求者の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の給与からの控除について確認できない。

さらに、A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、平成25年1月から同年4月の給与額は32万円、同年5月から8月の給与額は20万円とされていることが確認でき、平成25年1月から同年4月は標準報酬月額32万円、同年5月から8月は標準報酬月額20万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

このほか、請求期間②において、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600165号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600092号

第1 結論

請求者のA社における平成21年12月31日の標準賞与額を11万6,000円に訂正することが必要である。

平成21年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年12月

A社から支給された平成21年12月の賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、記録が確認できないので、記録を訂正して欲しい。

第3 判断の理由

B市から提出された市民税・県民税所得照会回答用証明書並びに請求者から提出された賞与に係る明細書及び源泉徴収票により、請求者は、請求期間に事業主により賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、賞与に係る明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、11万6,000円とすることが必要である。

さらに、請求期間に係る賞与の支給日については、請求者は現金支給であったと陳述している上、事業主に照会したものの不明との回答であるため、賞与支給月の月末と認定し、平成21年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。